

## 優先発注企業等の厚生労働大臣表彰実施要領

平成 27 年 7 月 8 日制定

### 第 1 優先発注企業等の表彰

#### 1 趣 旨

障害者優先調達推進法第 2 条第 4 項の障害者就労施設等が供給する物品及び役務について、積極的な発注を行い、その功績が顕著な企業等に対して行うことにより、当該物品及び役務に係る民需の促進を図ることを目的とする。

#### 2 被表彰者の範囲

障害者就労施設等が供給する物品及び役務について、積極的な発注を行っている企業等で、次のいずれにも該当するもの。

- (1) 発注に係る取組内容が他企業の模範となるものであること。
- (2) 表彰を行う前年度において、障害者就労施設等が供給する物品及び役務に対する発注総額が 3, 0 0 0 万円以上であること、または、表彰を行う年度の直近 3 年度において、発注額の年額平均が 1, 0 0 0 万円以上であること。

なお、発注先の障害者就労施設等が、支配従属関係を有する自法人もしくは関連会社、発注元が障害者就労施設等である場合には、当該障害者就労施設等に対する発注額を含めないこととする。

また、社会福祉法人は表彰対象企業等を含めないものとする。

- (3) 企業等における発注継続年数が 1 0 年以上であること。
- (4) 障害者雇用促進法第 4 3 条第 1 項の規定に違反していないこと。(障害者の法定雇用率を満たしていること。)
- (5) 国民の保健医療若しくは福祉に関する法律等に違反するなど、表彰の対象としてふさわしくない経歴を有していないこと。

### 第 2 募集方法

#### (1) 募集

募集は年 1 回、公募により行うものとし、自薦及び他薦（団体等からの推薦）による。

#### (2) 推薦書様式

別紙 1 及び別紙 2 による。

### 第 3 表彰の事務

表彰の事務は、障害福祉課において行う。

#### 第4 被表彰者の決定

推薦された企業等については、あらかじめ厚生労働省に設けられた審査会で審査を行った上、決定するものとする。

審査会の構成は、次のとおりとする。

- ・ 社会・援護局障害保健福祉部長
- ・ 社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長
- ・ 大臣官房人事課長
- ・ 大臣官房総務課長